

菊川市告示第151号

菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）第17条の規定に基づき、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月4日

菊川市長 長谷川 寛 彦 印

菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、事業所から排出される温室効果ガスの削減を図るため、省エネ設備導入事業を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 省エネ設備導入事業 市内の事業所の既存の設備を更新し、既存の設備と比較して温室効果ガス排出量を5パーセント以上削減できる新たな設備（生産過程で使用する機械設備を除く。）を導入する事業をいう。
- (3) 中小企業等 市内に工場、事務所その他事業場（以下「事業所」という。）を有する者のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法人（会社（会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）
 - イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までのいずれか該当する会社又は個人

（補助の対象及び補助率（額））

第3条 補助の対象となる経費は、省エネ設備導入事業に要する経費のうち設備の購入、設計及び工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項の経費の6分の1以内の額とし、100万円（市長が温室効果ガス排出量の削減効果が特に高い事業として認める場合は、150万円）を限度とする。

（補助の対象となる者）

第4条 補助金の対象となる者は、中小企業等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第7条第1項に定める特定事業者及び同法第18条第1項に定める特定

連鎖化事業者でないこと（市内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kLに満たないこと。）。

(2) 市税に未納がないこと。

(3) 一般社団法人静岡県環境資源協会が交付する静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付決定及び交付確定を受けていること。

(4) 役職員も含め、暴力団等の反社会勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。

(5) 政治的活動及び宗教活動を主な目的としていないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める公共法人でないこと。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

（交付の決定及び確定の通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、及びその額を確定し、その旨を菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付決定及び確定通知書（様式第4号。以下「交付決定及び確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（請求の手續）

第7条 交付決定及び確定通知を受領した申請者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定及び確定通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消しの通知）

第8条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助金の返還請求）

第9条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金返還請求書（様式第7号）により、補助金の返還の請求をするものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

住 所
申込者 事業所名称
代表者氏名
電 話 番 号
担当者氏名

年度において中小企業等省エネ設備導入促進事業を実施したので、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

口座振込先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

2 同意事項

私は、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付申請に当たり、次の事項に同意します。

- (1) 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があつた場合は、これに応じること。また、書類の不備等があり、必要書類の提出又は関係書類の補正等に応じない場合や連絡が取れない場合が1週間以上続いたときは、不交付決定となること。
- (2) 市税の納付状況について、調査を受けること。
- (3) 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて提供すること。

様式第2号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
収支決算書

年 月 日

1 収入の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
	円	
計	円	

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
誓約書

私は、菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。また、この誓約に反していることが判明した場合は、補助金の申請の取り下げ、補助金の返還等に応じるとともに、不正受給が明らかとなった場合には、当方の事業者名、屋号・雅号、氏名等の情報が公表され、加算金及び延滞金を支払うことに同意します。また、誓約に反したことにより、生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

記

- 1 第4条各号の交付の対象となる者の要件を全て満たしています。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 補助金の申請に当たり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
- 3 申請した経費について、国、都道府県及び市町村の補助金（静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金を除く。）、給付金等を申請、受給等している経費には該当しません。（例：事業再構築補助金等）
- 4 申請日時時点で市内において事業を営んでおり、倒産又は廃業していません。また、本補助金の交付を受けた後も市内において事業を継続する意思があります。
- 5 取引内容が確認できる帳簿書類（日付、取引先、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等）及び通帳等の証拠書類を電磁記録等により5年間保存します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

（法人の場合）本店所在地／（個人の場合）住所

（法人の場合）法 人 名／（個人の場合）屋号

代表者役職・氏名

※誓約者は署名すること。

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

交付決定（確定）額 円

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住 所
申込者 事業所名称
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

口座振込先 金融機関名	金融機関名		口座種別	普通・当座 その他（ ）
	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				

(注) 法人その他の団体にあたっては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号による菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消します。

1 交付決定の取消額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金返還請求書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした菊川市中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金については、このたび当該補助金の交付の決定を別途 年 月 日付け 第 号により取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還の請求をします。

1 返還を請求する補助金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 更正決定額 | 円 |
| (2) 交付済額 | 円 |
| (3) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日